

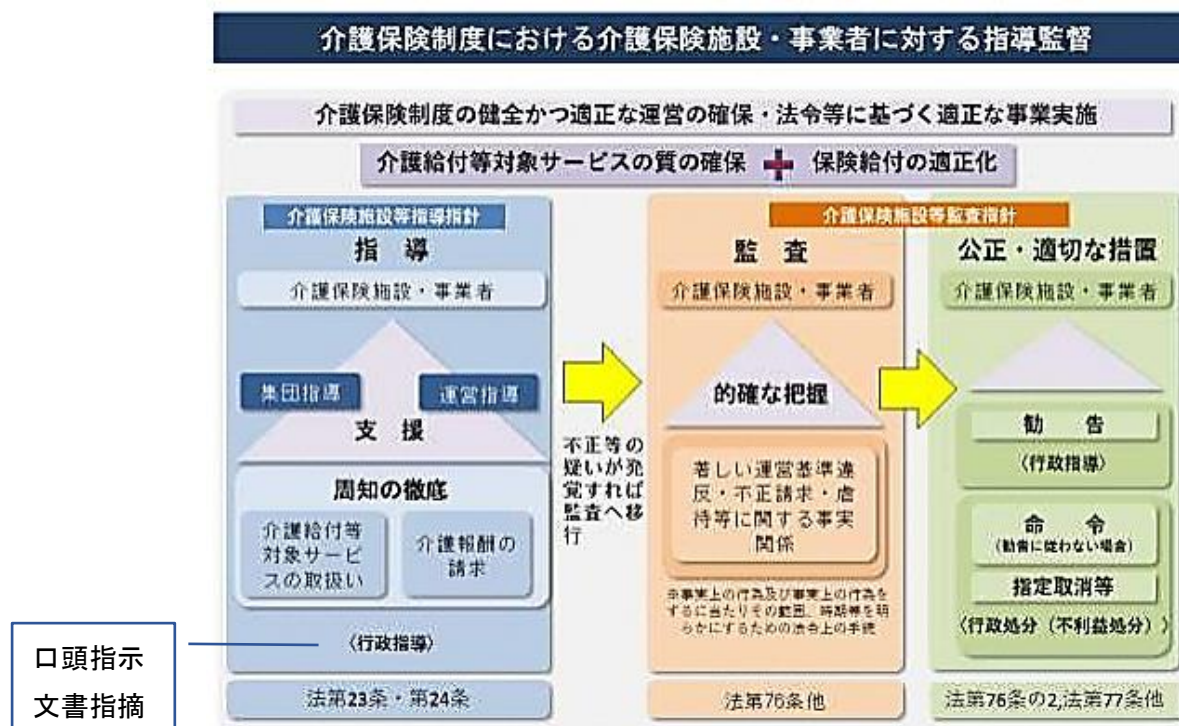
令和6年度運営指導 結果報告

◆運営指導の目的

介護サービス事業所において、適正な事業運営が行われているか市町村の担当者が確認し、介護サービス事業者の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化に繋げることを目的として行うものです。

草津市の条例や国の省令などにに基づき作成した、自主点検表や勤務体制等を運営指導前に提出していただき、指導当日に管理者とともに確認をしながら、指導を行います。

なお、運営指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室『介護保険施設等運営指導マニュアル』より抜粋

◆運営指導の実施頻度

原則として、指定有効期限内（6年）に少なくとも1回以上の実施ですが、草津市においては、3年毎の介護報酬改定や、厚生労働省が推奨している入所施設への指導頻度を踏まえて、可能な限り、3年に1回以上の実施を行っています。

◆行政指導の種類

- ・ 口頭指示…法令、基準等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微なもの。
また、その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれるもの。
例：運営規程の文言修正、指針の軽微な訂正
- ・ 文書指摘…法令、基準等に規定した事項に違反しており、速やかに改善が必要なもの。
改善報告の提出が必要となる。
例：義務付けられている指針の未策定、加算要件を満たさない介護報酬請求

- ・業務改善勧告…運営指導ならびに監査の結果として、文書指摘以上に強い指導を行うもの。
速やかに改善する必要のある項目について、具体的な改善計画および改善が完了した旨を期日までに報告しなければならない。

1. 運営指導の状況

サービス種別	対象数	実施予定数	実施数	文書指摘	改善勧告
認知症対応型通所介護	1	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	7	0	1	0	1
小規模多機能型居宅介護	10	4	4	0	1
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	2	3	1	0
地域密着型通所介護	17	11	11	0	0
地域包括支援センター	6	0	0	0	0
居宅介護支援	31	11	10	2	1
合計	79	28	29	3	3

※対象数および実施予定数は、令和6年4月1日時点のもの

【事業所の選定要件】

- ・前回の運営指導から3年以上経過している事業所
- ・次年度に指定更新を迎える事業所
- ・昨年度運営指導を行った事業所のうち、文書指摘以上を行った事業所
- ・事業所の現状を把握した上で、運営指導を行う必要があると判断した事業所
- ・新規指定を行ってから概ね1年以内の事業所

2. 運営指導結果の主な項目について

運営指導において文書指摘を行った場合は、事業所は指摘事項に対する改善を実施し、期日までに改善結果を報告するように指示し、すべての改善を確認したところで完了としています。

なお、文書指摘以上の指導があった事業所は、次年度も運営指導の対象となります。

◆好事例(居宅介護支援事業所)

- ・利用者の避難場所や緊急連絡先等を、個別にリストアップし把握しており、災害が発生した場合において具体的に活用できる情報を揃えていた。
- ・利用者の災害時における避難先を、居宅サービス計画書の第1表に記載することで、利用者や家族だけでなく、連携する指定居宅サービス事業所にも周知ができる仕組みを作っていた。

◆口頭指示における主な指導内容

【全サービス共通】

運営基準等の項目	指導内容
受給資格等の確認	被保険者の要介護認定の有無および有効期限等の確認を行う必要があることから、被保険者証や負担割合証の原本を毎月確認できる体制を作ること。
運営規程	虐待の防止のための措置に関する事項について規定に定めること。
勤務体制の確保等	・介護従事者のうち無資格者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。 ・職場におけるハラスメント防止のため、「事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発」および「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」を講ずること。
業務継続計画の策定等	感染症にかかる業務継続計画が未完成であったため、早急に整備すること。
衛生管理等	・感染症の予防及びまん延の防止のための指針（以下、指針という。）が未完成であったため、早急に整備すること。 ・指針に、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、感染対策委員会という。）について明記すること。 ・指針に、発生状況の把握方法について明記すること。 ・感染対策委員会を、おおむね6か月に1回以上開催すること。
掲示	事業所の見やすい場所に重要事項を掲示すること。
虐待の防止に係る措置	・虐待の防止のための指針（以下、指針という。）に虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を明記すること。 ・指針に明記されている内容を、定期的に更新すること。
その他	運営基準に定められている訓練や研修を、実施したことが客観的に分かるように記録を残すこと。

【サービス種別ごと】

サービス種別	指導内容
小規模多機能型 居宅介護	・協力医療機関の協定書は確認できなかったことから、協定の有効性について改めて協力医療機関に確認し、更新すること。 ・小規模多機能型居宅介護計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等に対して、個別計画書の提出を求め、双方の連動性や整合性について確認すること。
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	事故発生の防止のための指針に、当該措置を適切に実施するための担当者を明記すること。
地域密着型 通所介護	・地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならないことから、計画の期間についても整合性が図れるようにすること。 ・口腔機能改善管理指導計画書の作成について、計画期間は当該利用者の要介護認定有効期間に適用していること。 ・短時間利用の単位数を算定するには、利用者のやむを得ない事情がある場合であ

	ることから、利用者の心身の状況を把握し、ケアマネジャーと十分に協議したうえで算定すること。
居宅介護支援	・ 常勤の介護支援専門員の配置は利用者44人に対して1人を基準とするものであるが、管理者のプラン取扱件数が92件であることを認められた。介護支援専門員の増員もされていることから、指定居宅介護支援事業所の管理にも支障が出ないようにプランの振り分けを行うこと。 ・ 利用者の解決すべき課題の変化に留意し、居宅サービス計画書の作成後は、計画に位置付けられているサービス担当者と緊密な連携を図り、計画の実施状況や利用者の心身の状況把握に努めること。 ・ 居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等に対して、個別計画書の提出を求めること。 ・ 居宅サービス計画書の長期目標・短期目標の設定においては、認定の有効期間を考慮すること。 ・ 医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合は、主治医等の指示があることを確認し、その支援経過の内容を記録すること。 ・ 居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならないことから、医療機関との連携を積極的に図ること。

◆文書指摘における主な指導内容

サービス種別	指導内容
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	管理者は、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者および業務の管理を一元的に行うと定められていることから、その趣旨を踏まえた施設運営を計画すること。
居宅介護支援	・ 前回の運営指導時から、特定事業所集中減算の状況が大幅に改善されていないことから、改善計画を報告すること。 ・ 感染症の予防およびまん延防止のための措置として、指針の策定および委員会の開催、指針に基づく研修および訓練の実施が認められなかったため、早急に対応し、指針は策定した後、市へ提出すること。 ・ 虐待の発生またはその再発を防止するための措置として、指針の策定および委員会の開催、指針に基づく研修の実施、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置が認められなかったため、早急に対応し、指針は策定した後、市へ提出すること。 また、高齢者虐待防止措置未実施減算に基づき、速やかに改善計画を作成し市へ提出するとともに、令和6年12月から改善が認められた月までの間について、減算適用となるため、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出すること。 ・ 退院・退所加算（Ⅰ）ロについて、カンファレンスの出席者が算定要件を満たしていないことを確認したため、過誤申し立てをすること。

◆運営指導に基づく業務改善勧告

◎認知症対応型共同生活介護

【改善勧告事項】

令和5年度の運営推進会議において、3回未開催であることが確認された。

運営推進会議は、2か月に1回以上開催しなければならないことから、令和6年度の開催計画を市に提出し開催すること。

また、未開催であることを口頭指示していたにもかかわらず改善が見られなかった状況を鑑み、今後の業務管理体制および運営基準の遵守について再発防止策を明記した業務改善計画を市に提出すること。

➡業務改善計画に沿って開催しており、改善が認められた。

◎居宅介護支援

【改善勧告事項】

居宅介護支援事業所の利用者のほぼすべてが同一法人経営の有料老人ホームの利用者となっており、福祉用具貸与や訪問介護・訪問看護についても同一法人経営の事業所に偏っていることを確認した。

従前からこの件に関して、指導および業務改善勧告を行っているが、改善が見られないことから、介護支援専門員の増員も図っている現状も含めて、特定事業所集中減算の状態を改善するための具体的な業務改善計画を市に提出すること。

➡業務改善計画において、運営指導時点より他法人事業所を利用するケースが認められた。

次回の特定事業所集中減算報告において、状況の確認を行う。

◆監査に基づく業務改善勧告

◎小規模多機能型居宅介護

【改善勧告事項】

- ・勤務形態一覧表とタイムカードに相違があり、勤務実績を証明するものがないことから、人員配置基準を満たすことの実証ができないと認められた。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催記録が残されていなかった。
- ・小規模多機能型居宅介護計画に位置付けられていないサービスの提供が確認された。

①管理者の責務に基づいて、勤務実績が明確に分かるようにするための具体的な改善策

②委員会の開催記録および支援経過記録等も含む記録の整備について具体的な改善策

③利用者の計画を再点検し運営基準を厳守するとともに、今回の原因と具体的な改善策

上記3点を記載した業務改善計画を草津市に提出すること。

➡業務改善計画において、具体的改善策の記載があった。

運営指導のみならず、運営推進会議時にも状況の確認を行う。